

Press Release

2020年2月26日
日本公認会計士協会

会長通牒「「担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション」に関する取扱い」の発出について

日本公認会計士協会では、昨年10月25日に会長声明「監査人の独立性強化に向けて～「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」の公表を受けて～」を発出し、監査業務の担当者が長期間にわたって監査業務に関与する場合のセーフガードとしてのチームメンバーのローテーション等について会員に周知したところですが、今般更に、社会的影響度が特に高い会社の監査業務に当たって、当該監査業務に従事する会員が留意すべき事項を取りまとめた会長通牒「「担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション」に関する取扱い」を発出しましたので、お知らせします。

本通牒では、社会的影響度が特に高い会社（時価総額が概ね5,000億円以上の上場会社）の監査業務について、公益の観点から、当協会の自主規制として、次のとおり会員に要請しています。

- (1) 監査補助者であった者が、継続して業務執行社員として同一の依頼人に関与する場合、業務執行社員としての関与期間の長さに加え、それ以前の期間の長さも考慮し、関与期間の合計が10年を超える場合には、阻害要因の重要性が高いものとして取り扱う。
- (2) (1)の場合のセーフガードとしては、「ローテーションにより監査業務チームから外すこと」が最も直接的な効果が得られるものとして取り扱う。

なお、本通牒において「社会的影響度が特に高い会社」は、時価総額が概ね5,000億円以上の上場会社としており、時価総額ベースで市場の70%以上をカバーするものです。

当協会としては、会員が本通牒を遵守することにより、長期的関与による利害関係者からの懸念に対処できるものと考えております。

会長通牒「「担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション」に関する取扱い」はこちらからご参照ください。

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200226jfe.html

以 上